

信用保証レポート

CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF SHIGA-KEN

▶ 2018.SUMMER

夏



©2018「菊とギロチン」合同製作会

瀨々敬久 監督作品

映画「菊とギロチン」

木村大作 監督・撮影作品

映画「散り椿」



©2018「散り椿」製作委員会

散り椿

LOCATION SHIGA

- ①湖国で輝く企業を訪ねて
—株式会社滋賀ユナイテッド—
- ③Data 平成30年度第一四半期
保証概況・グラフ
- ⑤第31回金融機関店舗
感謝状贈呈式開催
- ⑩アナタのお店を紹介します！
- ⑭Information
- ⑰人事労務Information
- ⑳待ったなし！事業承継
- ㉑商工会は行きます！聞きます！提案します！
- ㉒LOCATION SHIGA



支える味方、保証の力

滋賀県信用保証協会



株式会社滋賀ユニテッド

代表取締役 鈴木 信哉氏



地域貢献と青少年育成、
プロ野球球団とサッカーチームを
同時に設立



第二の故郷滋賀にスポーツで恩返しを

滋賀県初のプロ野球チームとして平成28年に誕生した「滋賀ユニテッドベースボールクラブ」と、将来のリーグ入りを目指して活動する「滋賀ユニテッドフットボールクラブ」を擁する株式会社滋賀ユニテッド。

社長の鈴木信哉氏は東京都出身で、小学校3年生から野球を始め、NPB(日本野球機構)のチームに入ることを目標に、野球一筋の生活を送っていました。高校卒業後に肩を痛めて一度は目標を諦めかけますが、アルバイトを掛け持ちしてお金を貯め、肩の手術を受けた後、アスリートや指導者を育成する甲賀市の専門学校へ入学。卒業後は京都の社会人野球チームに入団して、投手として11年プレーし、2年間マネージャーを務めた後、第二の故郷である滋賀にスポーツで恩返しをしたいと、平成27年にサラリーマンを辞めて会社を立ち上げました。

スポーツ選手の入口と出口をしっかりサポート

滋賀ユニテッドベースボールクラブが所属するのは、10の県民球団からなる独立リーグのルートインBCリーグ。ベースボールクラブとして、NPB球団に1人でも多くの選手を輩出すること、そして地域に愛されるチームとなることを目標に掲げています。

さらに、鈴木氏は事業目的の一つとして、スポーツ選手の入口と出口をしっかりサポートしたいという考えを抱いてきました。入口の部分では、スポーツを通じて礼儀や忍耐力を身につけ、人間力を養うという人間形成に重きを置き、小・中学生を対象とした野球教室やサッカー教室の開催、滋賀県下の中学生を対象とした中学軟式野球クラブチーム「滋賀ユニテッド JBoy's」、滋賀ユニテッドフットボールクラブU-15」を運営するほか、グラブの手作り教室や食育教室などを開催しています。グラブの手作り教室は、手縫いで自分のグラブを作るとい

う体験を通して、子どもたちに普段使っている道具を大切にすることを学んでもらうという狙いがあります。

また、新たな戦力を発掘するトライアウトでは、ずっと野球やサッカーをやっていたのに、いろいろな事情で辞めてしまった若者たちに、もう一度スポーツにチャレンジするチャンスを与えることもできるのではないかと鈴木氏は考えています。



選手の引退後に備えセカンドキャリアに貢献

一方出口については、「社会人チームでは結果を出せない選手が毎年解雇され、引退後の厳しい現状も見えてきたので、こういう人々をサポートすることができないかと考えていた」と言う鈴木氏。そういった選手たちのセカンドキャリアに貢献し、選手にとって引退後の長い人生をサポートしたいと、社会で働くために必要なコミュニケーション能力の向上や資格講座にも取り組んでいます。実際に同チームを引退後、スポンサー企業に就職した選手もいて、人材不足に悩む地域の企業にも喜ばれる取り組みとして期待されています。

滋賀県内には残念ながら甲子園で優勝争いするような学校が少なく、これまではプロ球団もなかったため、優秀な子どもたちは高校から県外に出てしまい、卒業後に滋賀に戻っても監督やコーチとして活躍できる場がありませんでした。滋賀ユニテッドが実績を重ねて成長することで、現役の最後に地元で活躍してもらったり、NPBを引退したベテラン選手を採用することで、若い選手の成長にもつながるのではないかと考えています。

スポーツを通じた国際交流、地域創生を目指して

「人の縁にたいへん恵まれていて、スポンサー探しでも人脈に助けられた。紹介をいただいをお願いに行くと、快く応じてくださる企業が多く、半年で約50社のスポンサーを集めることができた」と言う鈴木氏。「会社立ち上げの際、信用保証協会さんから金融機関さんにつないでいただき、資金が準備できたことは本当にありがたかったし、たくさんの方々の助けと応援があったからこそ、ここまで来ることができた」と創業時を振り返ります。

現在、約140社あるスポンサーの中には県外の企業も含まれていて、金銭的な支援だけでなく、自動車の販売会社に営業車を提供して

もらったり、選手のためにお米を寄付していただいたり、地元のFM局に番組枠を設けてもらう代わりに試合会場で宣伝活動をしてもらうなど、さまざまな企業にさまざまな形の支援をお願いして、できる限り運営費を抑える努力を行っています。

またこの夏は、中国の少年野球チームに所属する選手と父兄を滋賀に招いて、野球による交流を図ることになっていて、滋賀県立大学の学生も通訳としてサポートすることになっています。ジュニアチームと試合をしたり、日本の文化に親しんでもらうほか、中国では野球の道具が手に入りにくいという事情を考慮して、県内のスポーツ店で購入してもらえるよう計画しています。

スポーツを通じた国際交流が定着していくと、さまざまなスポーツのキャンプ地としても滋賀が目されるようになり、地域創生のきっかけにもなるのではないかと、鈴木氏は今後の展開に期待を寄せています。



Message

県民に愛され、地域に貢献する企業として 人々に感動と勇気を、子どもたちに夢を与えたい



野球とサッカーチームの同時設立について前代未聞の挑戦とも言われましたが、誰も通ったことのない道を歩んで行くことに迷いはないし、挑戦する姿を見ていただきたいと思っています。

スポーツ選手として成功することだけを指すのではなく、スポーツを通じた人間形成を目標に掲げて、人を大切に、人々に感動と勇気を与え、子どもたちに夢を与え、そして滋賀を元気にする、そんな企業として成長することが私たちの願いです。

当面の目標はもっと知名度を上げることで、今後は例えばベースボールパークのような施設を開設して、家族みんなでワイワイ試合を楽しめるような場を提供したいと考えています。そして、より多くの方々に心から応援していただけるよう、県民に愛されるチームを目指して頑張りたいと思っています。

★印写真 撮影：城裕一郎写真事務所

企業データ

本社／草津市草津1丁目20-19-2F
 設立／平成27年12月
 従業員／7名
 事業内容／スポーツ事業、青少年育成、地域社会貢献活動
 ホームページ／
<http://www.shiga-united.com>

- ### 企業ポリシー
- 責任と誠意と笑顔を使命とし、顧客第一に徹する。
 - 「人」を大切に、常に人に喜んでもらうことを考える。
 - 三方良しの精神で、地域社会と滋賀の発展に奉仕する。

平成30年度 第1四半期末主要数値及び概況説明

保証承諾累計	166億円	(前年度比 87.3%)
保証債務残高	2,347億円	(前年度比 95.1%)
代位弁済累計	7億円	(前年度比 63.5%)

[第1四半期末(4~6月)の保証概況]

(単位:百万円・%)

区分	平成30年度 (第1四半期)			平成29年度 (第1四半期)		
	件数	金額	前年度比	件数	金額	前年度比
保証申込	1,849	18,149	88.1	1,895	20,607	89.6
保証承諾	1,711	16,567	87.3	1,774	18,984	92.1
保証債務残高	27,960	234,699	95.1	28,053	246,772	93.5
代位弁済(元利)	81	687	63.5	89	1,083	156.6

保証申込

第1四半期を終え、保証申込は1,849件(前年度比97.6%)、181億49百万円(同88.1%)となり、前年と比べ件数で46件、金額で24億59百万円減少した。

保証承諾

保証承諾は1,711件(前年度比96.4%)、165億67百万円(同87.3%)となり、前年と比べ件数で63件、金額で24億17百万円減少した。

今年度の保証承諾実績を制度別で見ると、アシストライン保証(プロパー協調融資保証)は98件、12億53百万円、ケイゾク保証(短期継続融資保証)は200件、14億10百万円、創業者向け保証制度は82件、3億76百万円、経営改善サポート保証は4件、64百万円、政策推進資金保証(再生支援枠)は6件、36百万円となった。

1件あたりの保証承諾額は968万円で前年と比べ102万円減少している。また平均保証期間は56.9ヵ月と前年に比べ5.4ヵ月短期化している。

保証債務残高

保証債務残高は27,960件(前年度比99.7%)、2,346億99百万円(同95.1%)となり、前年と比べ件数で93件、金額で120億73百万円減少した。

保証利用企業者数は13,641先で、前年と比べ315先減少した。

1先あたりの保証債務残高は1,721万円となり、前年と比べ48万円減少した。

今年度の保証債務残高実績を制度別で見ると、アシストライン保証(プロパー協調融資保証)は1,254件、155億8百万円、ケイゾク保証(短期継続融資保証)は1,373件、96億25百万円、創業者向け保証制度は821件、26億99百万円、経営改善サポート保証は191件、40億80百万円、政策推進資金保証(再生支援枠)は156件、17億48百万円となった。

代位弁済

代位弁済は元利合計で81件(前年度比91.0%)、6億87百万円(同63.5%)となり、前年と比べ件数で8件、金額で3億96百万円減少した。

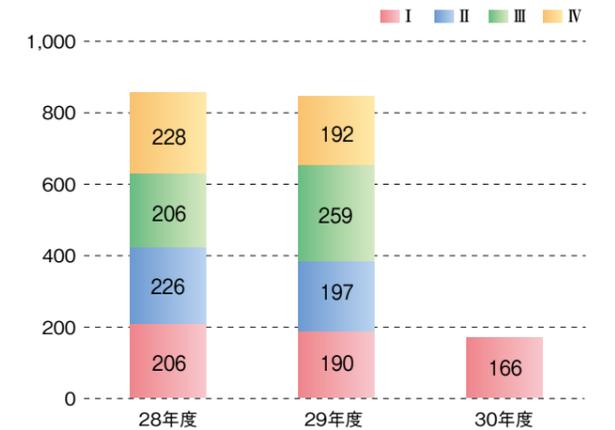
各表の金額は欄外に記載した単位未満を四捨五入していますので、合計欄と一致しないことがあります。

四半期別保証状況推移表・グラフ

[単位:(表)百万円,(グラフ)億円]

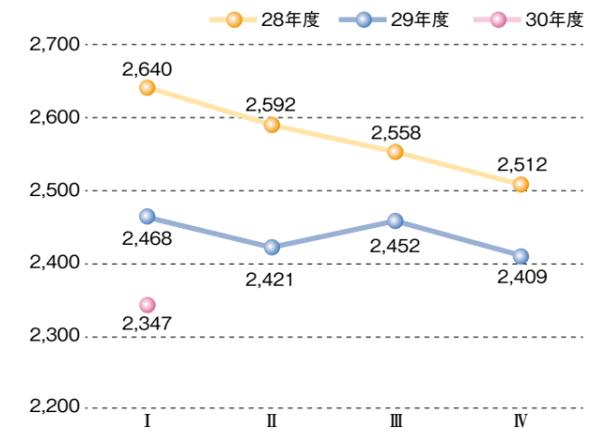
保証承諾

	28年度	29年度	30年度
I	20,609	18,984	16,567
II	22,575	19,662	
III	20,601	25,933	
IV	22,759	19,228	
累計	86,544	83,807	16,567



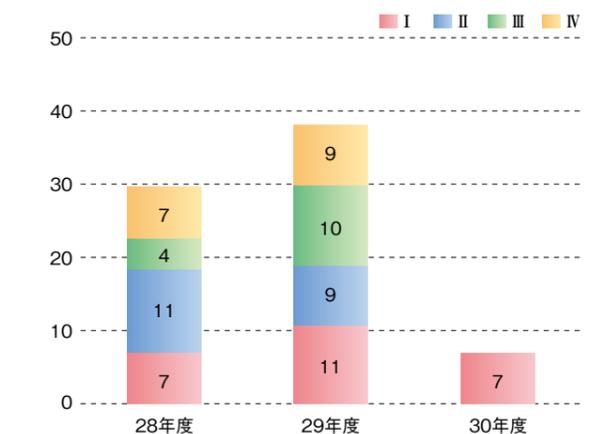
保証債務残高

	28年度	29年度	30年度
I	263,969	246,772	234,699
II	259,236	242,147	
III	255,822	245,204	
IV	251,163	240,926	



代位弁済(元利)

	28年度	29年度	30年度
I	691	1,083	687
II	1,078	922	
III	445	988	
IV	667	916	
累計	2,882	3,909	687





第31回 金融機関店舗感謝状贈呈式開催

平成30年5月15日（火）に第31回金融機関店舗感謝状贈呈式を開催しました。

この贈呈式は、前年度中に県内中小企業・小規模事業者の金融円滑化に積極的に取り組んでいた金融機関店舗の皆さまに感謝の意を表し、感謝状と記念品の贈呈を行うものです。

当日は、滋賀県、地元金融機関等からご来賓のご臨席を賜り、滋賀県笹井商工観光労働部 次長からはご祝辞、滋賀銀行今井専務取締役からはご来賓を代表してご挨拶を頂戴しました。



今後とも保証付融資を活用した県内中小企業・小規模事業者の金融円滑化にご協力いただきますようお願い申し上げますとともに、今回ご協力いただいた金融機関の皆さまには心からお礼申し上げます。



ご来賓 (敬称略)					
滋賀県	商工観光労働部 次長	笹井 仁 治	長浜信用金庫	常勤理事 営業統括部長	北川 直 之
滋賀銀行	専務取締役	今井 悦 夫	湖東信用金庫	常勤理事 営業支援部長	堤 利 夫
関西アーバン銀行	常務執行役員	村岡 孝 浩	京都信用金庫	滋賀本部 理事 本部長	中村 利 夫
京都銀行	専務取締役	阿南 雅 哉	滋賀県信用組合	理事 業務部長	藤井 一 男
滋賀中央信用金庫	常勤理事 審査部長	岩崎 哲 雄			

※役職名は平成30年5月15日時点のものです。

贈呈店舗 (敬称略)					
金融機関名	営業店名	支店(部)長名	金融機関名	営業店名	支店(部)長名
Aグループ(保証債務平均残高16億円以上)			特別枠(保証承諾増加実績上位店舗)		
関西アーバン銀行	草津支店	上林 英 紀	滋賀銀行	多賀支店	山田 浩
関西アーバン銀行	彦根南支店	茂森 稔 雄	関西アーバン銀行	栗東支店	木村 仁 彦
関西アーバン銀行	彦根支店	小林 正 典	滋賀中央信用金庫	野洲支店	白井 昌 幸
関西アーバン銀行	八幡駅前支店	松山 公 彦	特別枠(新規保証利用先数実績上位店舗)		
滋賀銀行	本店営業部	森本 勝	滋賀銀行	八幡支店	遠藤 良 則
Bグループ(保証債務平均残高10億円以上16億円未満)			滋賀県信用組合 草津支店 平岡 博 之		
滋賀県信用組合	草津支店	平岡 博 之	滋賀県信用組合	湖南支店	寺田 紀 之
滋賀県信用組合	湖南支店	寺田 紀 之	特別枠(保証制度別取扱実績上位店舗)		
関西アーバン銀行	水口支店	畑中 幸 一	①協調支援		
滋賀銀行	志賀町支店	大森 幹 夫	滋賀銀行	本店営業部	森本 勝
関西アーバン銀行	瀬田駅前支店	谷川 孝 司	滋賀県信用組合	草津支店	平岡 博 之
京都銀行	堅田支店	瀬尾 和 盛	滋賀銀行	草津支店	肥田 明 久
京都信用金庫	石山支店	増居 崇 裕	②創業支援		
関西アーバン銀行	野洲支店	瀧澤 正 孝	湖東信用金庫	緑町支店	古賀 朗 続
Cグループ(保証債務平均残高7億円以上10億円未満)			滋賀銀行	石山支店	井上 博 喜
滋賀銀行	河瀬支店	磯谷 庄 次	湖東信用金庫	石部支店	奥村 俊 幸
滋賀中央信用金庫	草津支店	福地 直 樹	③成長企業支援		
滋賀県信用組合	大津支店	角田 昭 浩	滋賀銀行	八日市東支店	今井 康 生
関西アーバン銀行	八日市支店(湖東支店)	西村 伸 宏	関西アーバン銀行	草津支店	上林 英 紀
滋賀中央信用金庫	豊郷支店	瀬川 功	滋賀銀行	本店営業部	森本 勝
滋賀中央信用金庫	湖東町支店	廣瀬 邦 紀	④小規模企業支援		
関西アーバン銀行	日野支店	田村 元 章	滋賀県信用組合	本店営業部	小島 英 樹
Dグループ(保証債務平均残高4億円以上7億円未満)			⑤新規・再利用先資金調達支援		
京都銀行	西大津支店	篠原 崇 史	滋賀銀行	瀬田駅前支店	山元 和 樹
京都銀行	近江八幡支店	乾 紀 行	特別枠(短期継続融資保証実績上位店舗)		
湖東信用金庫	甲南支店	山本 祐 嗣	滋賀銀行	八日市東支店	今井 康 生
りそな銀行	彦根支店	清水 透	滋賀銀行	長浜支店	田中 克 利
長浜信用金庫	南支店	安野 重 幸	滋賀銀行	草津支店	肥田 明 久
滋賀中央信用金庫	多賀支店	松宮 正 和	経営支援枠		
滋賀中央信用金庫	八幡駅前支店	村川 強	経営支援関係保証		
滋賀中央信用金庫	八幡支店	田中 治 久	長浜信用金庫	本店営業部	藤居 正 一
滋賀中央信用金庫	河瀬支店	片桐 良 洋	ベスト・プラクティス		
関西アーバン銀行	米原支店	免 伸 幸	滋賀県信用組合	甲南支店	前田 勝 美

※支店・役職名は平成30年5月15日時点のものです。

保証付融資推進への取り組みについて

今回感謝状を贈呈した各グループの代表店舗より、保証付融資推進への取り組みについてご寄稿いただきました。

Aグループ

関西アーバン銀行 草津支店
支店長 上林 英紀 様



この度は、第31回金融機関店舗感謝状をいただき、誠にありがとうございました。

地域重視、お客さま重視の徹底により、お客さまに信頼されお役に立つ、地域と共存共栄する銀行を目指した結果であると大変光栄に思っております。

今後、「関西の未来とともに歩む新たな金融サービスモデル」の構築を貴協会との連携強化を通じて実践していきたいと、引き続きご指導の程、宜しくお願ひ申し上げます。

Bグループ

滋賀県信用組合 草津支店
支店長 平岡 博之 様



この度は、第31回金融機関店舗感謝状を賜り、誠にありがとうございました。

この様な感謝状をいただきました事は、「地域金融の円滑化に務め、中小規模事業者の皆様をサポートし、地域の活性化に務める」ことに職員が取り組んでくれた結果と喜んでおります。

今後も貴協会と連携して、より一層地域に密着した事業活動を展開したいと考えておりますので、引き続きご指導宜しくお願ひ申し上げます。

Cグループ

滋賀銀行 河瀬支店
支店長 礒谷 庄次 様



この度は、第31回金融機関店舗感謝状をいただき、誠にありがとうございました。

「地域の稼ぐ力を引き出す」という考えに基づいて、地元中小企業及び個人事業者の方々の課題解決に取り組んだ結果、このような評価に繋がったことを大変嬉しく思っております。

引き続き保証協会様と連携しながら、地域のお客様に寄り添い、地域社会の発展に取り組んで参ります。今後ともご指導の程、宜しくお願ひ申し上げます。

Dグループ

京都銀行 西大津支店
支店長 篠原 崇史 様



この度は、第31回金融機関店舗感謝状をいただき、誠にありがとうございました。

コンサルティング機能を発揮して、地域社会の繁栄に奉仕することを実践した結果であると大変光栄に感じております。

これからも保証協会様と緊密に連携し、今後より一層地域経済の活性化に貢献できるよう取り組んで参りたいと考えております。引き続きご指導賜りますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

特別枠（新規保証利用増加）

滋賀銀行 八幡支店
支店長 遠藤 良則 様



この度は、第31回金融機関店舗感謝状をいただき、誠にありがとうございました。

「マーケットイン」の視点を基軸とした『総合金融・情報サービス業の実現』を目指し、お客様の課題解決に向けてチャレンジしてきた結果であると大変嬉しく思っております。

今後、より一層貴協会との連携を深め、地域経済活性化に貢献できるよう創造的挑戦を続けて参ります。引き続きご指導の程、宜しくお願ひ申し上げます。

経営支援枠（ベスト・プラクティス）

滋賀県信用組合 甲南支店
支店長 前田 勝美 様



この度は、第31回金融機関店舗感謝状をいただき、誠にありがとうございました。

事業再生が必要と思われるお取引先を保証協会様、当組合事業支援グループと連携し、中小企業再生支援協議会案件として取り組み実践できた結果、このような評価をいただくことができ大変光栄に思います。

今後ともお取引先の成長と再生の支援に積極的に取り組む事が地域金融機関の使命と考えております。引き続きご支援・ご指導宜しくお願ひ致します。

※支店・役職名は平成30年5月15日時点のものです。

第32回

金融機関店舗感謝状贈呈基準について

1 一般選考店舗

積極的に信用保証協会と連携・協調して、中小企業者のライフステージに即して総合的に必要な資金の供給を行った店舗を選考します。

選考は、保証債務平均残高伸長率、保証債務平均残高に対する代位弁済率を考慮し、一定数の店舗をグループごとに選考します。

[Aグループ]	保証債務平均残高 16億円以上
[Bグループ]	保証債務平均残高 10億円以上16億円未満
[Cグループ]	保証債務平均残高 7億円以上10億円未満
[Dグループ]	保証債務平均残高 4億円以上7億円未満

2 特別選考店舗

信用保証協会との連携・協調支援や中小企業者のライフステージの各局面で特に顕著な対応を行った店舗を選考します。

①連携・協調支援

プロパー協調融資保証制度（アシストライン）を活用して中小企業者に資金供給した店舗の中から一定数選考します。ただし、取扱保証承諾金額が1億円以上であることとします。

②創業支援

創業者向け保証制度[開業資金、創業関連保証、創業等関連保証、再挑戦支援保証]を活用して創業者支援を行った店舗の中から一定数選考します。ただし、取扱保証承諾件数3件以上かつ取扱保証承諾金額2千万円以上であることとします。

③小規模企業支援

全国小口保証制度を活用して小規模企業の資金繰り支援を行った店舗の中から一定数選考します。ただし、保証承諾件数が10件以上であることとします。

④成長企業支援

特定社債保証制度を活用して、成長発展企業に対し支援を行った店舗の中から一定数選考します。ただし、取扱保証承諾件数3件以上かつ取扱保証承諾金額1億円以上であることとします。

⑤資金繰り安定支援

短期継続融資保証制度を活用して、中小企業の資金繰りの安定支援を行った店舗の中から一定数選考します。ただし、取扱保証承諾件数30件以上かつ取扱保証承諾金額2億円以上であることとします。

⑥新規保証利用先数実績選考

平成30年度中に当協会の新規の利用企業に対する取扱いがあった店舗の中から一定数選考します。ただし、年度末の保証利用先数の増減、代位弁済率を勘案します。

3 経営支援選考店舗

信用保証協会利用先の経営改善・事業再生に信用保証協会と共に積極的に取り組んだ店舗を選考します。

経営支援ベスト・プラクティス選考

平成30年度中に信用保証協会の経営支援（経営安定化支援事業・経営支援関係保証等）を活用して実施した企業支援の中でベスト・プラクティスを行った店舗を選考します。ただし、代位弁済率を勘案します。

4 その他

その他、顕著な実績があったと認められる場合は、理由を付して選考の対象とします。

お知らせ

平成30年度 信用保証協会付融資にかかる滋賀県内各市町の中小企業者施策について(7月20日時点)

※詳細は各市町担当部署へお問い合わせください。

1. 融資制度

市町名および担当部署	資金名および融資対象	融資条件	開始時期等
大津市 商工労働政策課 商業振興係 TEL 077-528-2755	【資金名】 中小企業経営安定資金 【融資対象】 市内に事業の本拠を有し、次のいずれかに該当するもの 1.資本金または出資金が3億円(卸売業は1億円、小売業・サービス業は5,000万円)以下、もしくは常時使用する従業員の数が300人(卸売業・サービス業は100人、小売業は50人)以下の会社または個人 2.協同組合、協業組合、商工組合等 3.常時使用する従業員の数が300人以下の医療法人	【資金使途】 運転資金または設備資金 【融資限度額】 運転資金1,000万円 設備資金1,000万円～2,000万円 【融資利率】 年1.50% (固定) 【融資期間】 運転資金 72ヶ月以内(据置 6ヶ月以内) 設備資金 96～108ヶ月以内(据置12ヶ月以内) 【保証料率】 保証協会の定めるところによる	—
長浜市 商工振興課 商工労政グループ TEL 0749-65-8766	【資金名】 長浜市創業支援資金 【融資対象】 市内で新たに事業を開始するために必要な運転資金および設備資金	【資金使途】 運転資金または設備資金 【融資限度額】 2,000万円 【融資利率】 年1.00% (固定) 【融資期間】 運転資金84ヶ月以内(据置12ヶ月以内) 設備資金84ヶ月以内(据置12ヶ月以内) 【返済方法】 元金均等割賦償還 【保証料率】 年0.50%	平成27年4月1日から 平成31年3月31日まで

2. 保証料補給

市町名および担当部署	対象資金等	内容	開始時期等
守山市 商工観光課 商工観光労政係 TEL 077-582-1131	1.滋賀県中小企業振興資金融資制度 ①「セーフティネット資金 新規枠・借換枠」(但し、平成20年10月31日以降に中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による市町長の認定を受けたもの) ②「開業資金」	【補給率】 支払った保証料の1/2 (但し1.②で特定創業支援事業証明者の場合は支払った保証料全額) 【補給方法】 審査等終了後、申請者の指定口座へ振込 【利用回数】 1.①は複数回利用可能 (但し、1申請者の上限は50万円) 1.②の上限は30万円 (但し、特定創業支援事業証明者の場合は60万円)	1.①は平成21年1月9日から 1.②は平成29年4月1日から
栗東市 商工観光労政課 商工振興係 TEL 077-551-0236	1.滋賀県中小企業振興資金融資制度 ①「セーフティネット資金 新規枠・借換枠」 ②「緊急経済対策資金 新規枠・借換枠」 ③「開業資金」 2.「栗東市小規模企業者小口簡易資金」	【補給率】 左記の対象資金1.①および②は支払った保証料の2/10、1.③および②は3/10 【利用回数】 複数回可能 (但し、1申請者の上限は50万円)	平成28年4月1日から 平成32年3月31日まで

3. 利子補給

市町名および担当部署	対象資金等	内容	開始時期等
野洲市 商工観光課 TEL 077-587-6008	1.滋賀県中小企業振興資金融資制度 「経営支援資金(小規模企業者枠)」(旧小規模企業者経営安定資金を含む) 「セーフティネット資金 新規枠・借換枠」(但し、セーフティネット資金は平成20年10月31日から平成30年3月31日までの間に中小企業信用保険法第2条第5項の市町長の認定を受けた事業者が対象) 2.「野洲市小規模企業者小口簡易資金」	【補給率】 年0.40% (但し、セーフティネット資金のみ、利子補給金の限度額が5万円で、申請可能回数は1事業者あたり1回のみ) 【補給期間】 前年の4月1日からその翌年の3月31日まで 【補給方法】 申請者が必要書類を商工観光課に持参(郵送不可)。申請期間終了後、取扱金融機関に融資状況等を照会し、その回答内容を確認した後、交付決定をして口座に振込	平成30年6月4日から 平成30年7月31日まで
高島市 商工振興課 TEL 0740-25-8514	平成27年9月1日以降に受けた、滋賀県中小企業振興資金融資制度のうち、創業向けの融資制度であると高島市長が認める資金	【補給率】 年1.00% (但し、年度内における1事業所の補助限度額は15万円) 【補給期間】 3年間(36ヶ月) 【補給方法】 毎年1月1日から12月31日までの間に支払われた利子について申請を受付し、交付	平成28年4月1日から 平成32年3月31日まで
東近江市 商工労政課 TEL 0748-24-5565	滋賀県中小企業振興資金融資制度 「開業資金」 (但し、補助の基礎となる融資限度額は3,000万円)	【補給率】 年1.00% 【補給期間】 3年間(36ヶ月) 【補給方法】 振込 【利用回数】 同一融資につき1回限り(借換は対象外)	平成25年7月1日から
米原市 経済環境部 商工観光課 TEL 0749-58-2227	平成29年1月1日から平成31年12月31日までに融資実行された「米原市小規模企業者小口簡易資金」	【補給率】 融資利率の1/2 【補給期間】 融資を受けた月から12ヶ月を限度 【補給方法】 振込	平成29年1月1日から 平成31年12月31日まで
竜王町 商工観光課 商工観光係 TEL 0748-58-3718	「竜王町小規模企業者小口簡易資金」	【補給率】 年0.60%以内	平成28年4月1日から 平成31年3月31日まで

アナタのお店を紹介します!

030

C-Boy大津瀬田店

Car shop

輸入車は
お任せください!



車の販売・買取を中心に行うこちらでは、購入者の希望に寄り添った提案をしてくれると評判。特に輸入車には力を入れ、厳しいチェックや1年間の無料保証をつけるなど、購入時の不安を最小限に抑えてくれる頼もしい存在。

☎ 077-548-8500

大津市大萱7-12-12
10:00~19:00
毎週水曜、第1・3火曜休
P有



シーボーイ大津瀬田店

検索

031

海鮮と近江牛のお店
～海鮮・近江牛～DANnai

Restaurant/bar



お肉と海鮮を両方食べたい方必見!近江牛と新鮮な海鮮料理がリーズナブルに味わえる一軒。カウンターもあるので一人様でも気軽に来れ、半個室で大事な人とゆっくり過ごす事も出来る。おすすめの宴会コースは満足度大の3,240円～。

☎ 0748-47-8152

近江八幡市桜宮町219-1
(月~木・日) 17:00~23:30(LO23:00)
(金・土) 17:00~24:00(LO23:30)
火曜休
P有(5台)



DANnai 近江八幡

検索

034

いとう整骨院

Clinic

トレーニング
スペースもあります!



地元の方を中心に、スポーツの競技者まで幅広くケアをする事で評判のこちら。気さくで話しやすい院長が、関節や骨の痛みを取る為に利用者自身が自分で治せるようなアドバイスやサポートを親身に行っているから安心して受診できるのがうれしい。

☎ 0749-58-0088

米原市春照622-1
9:00~12:00/16:00~20:00
土日祝17:00~(日・祝日は予約制)
木曜休
P有



いとう整骨院 米原

検索

035

cafe Kukuna

Cafe



ハワイ語で“ひだまり”を意味する[Kukuna]は4月にオープン。全10品の手作りメニューが味わえるボリューム満点な1日限定10食の月替わりkukunaランチプレート1,200円やバターチキンカレー850円などカフェメニューがスタンバイ。

☎ 080-4982-7036

栗東市小野286-1 1F
11:00~16:30
月曜休、第4日曜
P有



cafe Kukuna 栗東

検索

032

和洋ダイニング
楽振 (がくふ)

Dining



店内は南国リゾートをイメージした落ち着いた空間。和洋を問わず店主こだわりの旬の料理が味わえる。オリジナルムービーが流せるプロジェクターも完備しているので「女子会コース」と「バースデープレート」をオーダーしてサプライズパーティをしよう。

☎ 0748-33-3104

近江八幡市浅小井町2922-212
ランチ 11:30~14:30(LO14:00)
ディナー 18:00~23:00(LO22:00)
毎週水曜・第三火曜休
P有



楽振

検索

033

馬肉と九州料理のお店
石山ホースマン

Restaurant/bar



本場熊本から直送される新鮮な馬肉が味わえる駅近の一軒。馬刺しや焼肉はもちろん、九州が誇る本場の焼酎と共に楽しむ豊富な郷土料理もおすすめ。平日は30名~貸切も可能なので大型の宴会利用にも打ってつけ。

☎ 077-572-5317

大津市粟津町11-12 ユーストンビル2F
17:00~24:00(LO23:30)
不定休
P無(近隣にコインP有)



石山ホースマン

検索

036

Taiyou Breads.

Bakery



4月30日、日野町にオープンしたこちら。素材の風味や甘みを最大限に生かす「バゲット」260円は、噛めば噛むほど小麦本来の甘みや風味を味わえる。ほか、「クロワッサン」150円といった約50種類のパンがずらりと並ぶ。

☎ 0748-36-3620

蒲生郡日野町松尾5-72
10:00~18:00
日・月曜休
P有



Taiyou Breads.

検索

037

北斗グリーン 栗東営業所

Recycle



「会社よし。お得意よし。従業員よし。」の“三方よし”をモットーに3月7日にオープン。ダンボールや新聞、雑誌など地域の古紙を回収。要望があれば古紙回収の相談にも乗ってくれるから気軽に相談。

☎ 077-599-3748

栗東市坊袋220-4
8:00~17:00
P有



北斗グリーン 栗東

検索

アナタのお店を紹介します!

038

abus apartment

Hair salon

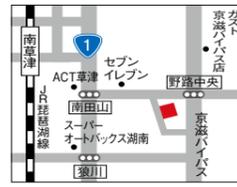
木のぬくもり
あふれる店内です!



技術力や徹底的なヘアケアへのこだわりで定評のあるヘアサロン。店内はヨーロッパの古いアパートの一室をイメージした造りになっており、ゆっくりとくつろげる空間でゲストをもてなしてくれる。月曜も営業しているから通いやすいのもポイント。

☎ 077-566-3171

草津市野路9-9-28
月~木・土曜・祝日10:00~最終受付18:00
金曜12:00~最終受付20:00
日曜10:00~最終受付16:00
休無 P有



アブスアパートメント

検索

039

エネルギーテラピーJURAKU

Academy & energy salon



特殊な機器から流れる微弱電流をセラピストの手を介して施術するリラクゼーションサロンが草津駅近に6月オープン! 一般施術のほかにセラピスト育成のアカデミーもしているからスクール生徒も募集中。

☎ 077-584-4077

草津市大路1-12-1 星空館2F
11:00~20:00 (完全予約制)
不定休
P有 (共有8台)



日本エネルギーテラピー協会

検索

040

ライフデリ草津・守山店

Home delivery lunch



草津、守山をメインに毎日手作り弁当を朝・夕2回1食からでも無料宅配してくれる。普通食とごはんセットで563円、高齢者向けの透析食872円やカロリー調整食790円など豊富なラインナップ。企業への配達も受付している。

☎ 077-599-3090

草津市木川町1201-1
9:00~18:00
お正月三が日 休み



ライフデリ草津・守山店

検索

041

たまごや 比良の郷

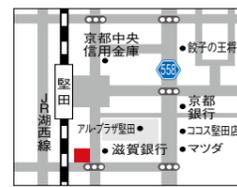
Egg food specialty store



県下でいち早く登場した卵かけご飯が主役のお店。5月に東店もオープンし大反響を起している。イチオシの白身をメレンゲ状に仕上げた「たまごかけご飯」は500円で卵が食べ放題なんだとか。プラス100円でご飯のおかわりができるから一度ぜひ行ってみて!

☎ 077-535-4640

大津市本堅田5-16-26
11:00~17:00
火曜休
P有 (2台)



たまごや 比良の郷

検索

当協会の取り組みについて

外部評価委員会を開催しました

平成30年6月13日(水)、外部評価委員会を開催し、第4次中期事業計画および平成29年度経営計画実施状況の報告を行いました。

同委員会では、委員の皆さまから各部門の計画実施状況やコンプライアンスの取り組みに関して貴重なご意見をいただきました。



事業承継支援実務勉強会を実施しました

平成30年6月28日(木)、滋賀県事業引継ぎ支援センターより、統括責任者 梅原克彦氏を講師にお迎えし、「事業承継支援実務勉強会」を実施しました。

近年、中小企業・小規模事業者において経営者の高齢化が進み、事業承継が大きな問題となっています。

勉強会では、事業承継の基礎知識に加えて、事業承継の進め方やポイント、引継ぐ対象となる3つの承継(人・資産・知的資産)について、事例を交えてわかりやすく解説していただきました。

当協会では、今後も積極的に事業承継支援への取り組みを行っていきます。



環境保全活動

琵琶湖市民清掃を行いました

毎年、当協会では「びわ湖を美しくする運動」として大津市が実施している「琵琶湖市民清掃」事業に賛同し、清掃活動をしています。

今年度は、7月2日(月)に湖岸エリアを中心に22名が清掃活動を行いました。

これからも美しい琵琶湖の自然を守り、役職員各自がボランティア精神を発揮しながら、環境保全等の活動を行うことで、地域社会に貢献していきます。



お知らせ

10月は「滋賀県ちいさな企業応援月間」です!

県内中小企業の9割近くを占める小規模企業は、地域の経済や社会の担い手として大変重要な役割を果たしています。滋賀の経済や社会が今後も持続的に発展していくためには、小規模企業をはじめとする中小企業(以下「ちいさな企業」という。)の活性化が必要不可欠となっています。

そこで、滋賀県では10月を「滋賀県ちいさな企業応援月間」として、関係者が連携し一体となって、情報発信や支援策、諸活動を強化し積極的に実施することと定めています。

この「滋賀県ちいさな企業応援月間」において、当協会も中小企業・小規模事業者の皆さまへの支援をより一層積極的に取り組んでまいります。

滋賀県ちいさな企業応援月間の詳細は、滋賀県ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。

滋賀県商工観光労働部
中小企業支援課

TEL 077-528-3733
FAX 077-528-4871
Mail fb00@pref.shiga.lg.jp



滋賀県ちいさな企業応援月間

～地域で活躍する小規模企業をはじめとする中小企業を応援します!～

セーフティネット保証について

※詳細は中小企業庁ホームページをご覧ください。

1.経営安定関連(セーフティネット)保証2号について

【現在の指定】

- ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁禁止
(※指定期間の終了日:平成30年12月31日)

3.経営安定関連(セーフティネット)保証5号について

【利用できる指定業種の変更】

平成30年4月1日～平成30年6月30日 179業種



平成30年7月1日～平成30年9月30日 193業種

2.経営安定関連(セーフティネット)保証4号について

【現在の指定】

- 平成30年大阪府北部を震源とする地震に係る災害
(※指定期間の終了日:平成30年9月26日)
- 平成29年台風第18号による災害
(※指定期間の終了日:平成30年9月25日)
- 平成28年熊本地震
(※指定期間の終了日:平成30年9月14日)
- 平成29年7月5日からの大雨による災害
(※指定期間の終了日:平成30年8月9日)
- 平成30年霧島山における火山活動
(※指定期間の終了日:平成30年7月31日)

※指定期間が延長される可能性があります。

保証制度のお知らせ

事業性
評価保証
制度

リレーション

中小企業・小規模事業者の
皆さまの事業内容や成長性を
適切に評価し、金融機関と
滋賀県信用保証協会との
連携・協調により、
更なる事業の発展を支援します。

法人・個人
事業者が対象!

保証期間は
最大15年!

保証料率は
責任共有保証料率より
0.1%割引!

■対象者

- ・当協会の保証対象要件に該当する中小企業者で、2期以上の決算を実施している法人および個人。
- ・申込金融機関による事業性評価が実施されていること。

■保証期間

- 15年以内(据置1年以内)
- ※プロパー融資期間は、協会付融資期間の原則1/2以上とします。ただし、一括返済の場合は同期間とします。

■貸付形式

- 証書貸付または手形貸付

■返済方法

- 分割返済または一括返済

■融資利率

- 金融機関所定

■保証料率

- 法人、個人ともに責任共有保証料率より0.1%引き下げます。(単位:年率%)

カテゴリ	1	2	3	4	5	6	7	8	9
法人	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
個人	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05 ^{※1)}	0.90	0.70	0.50	0.35

※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%は利用可能です。

注1)次の場合は保証料率1.05%となります。

- ・個人で最高65万円の青色申告特別控除の適用を受けていない方
- ・同一の事業を複数の方が営む場合であって金融機関からの借入に係る連帯債務を負担する方

■保証条件等

- 当協会付融資(既存の協会付融資の借換えを伴う場合は、借換対象となる協会付融資残高を控除した額)の「3分の1以上(10万円未満の端数は10万円単位で切り上げ)」の金額をプロパー融資実行すること。

■添付書類

- 事業性評価保証「リレーション」推薦書

■取扱期間

- 平成30年7月2日より取扱開始

■その他

- ・貸付実行後、金融機関において保証先企業の決算書の提出を受け、業況把握を行なっていただきます。
- ・責任共有制度対象



支える味方、保証の力

滋賀県信用保証協会

〒520-0806 大津市打出浜2-1「コラボしが21」7-8階



●お問い合わせ

保証部保証第1課・保証第2課

TEL (077) 511-1321 / 1322

FAX (077) 524-7030 http://www.cgc-shiga.or.jp

中部圏11協会共同地方創生保証 昇龍道・おもてなし

地方創生に資するため、昇龍道にある中部圏9県11協会が連携!!



昇龍道について

昇龍道とは、日本有数の観光資源を有する中部北陸9県(滋賀、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重)を指し、地図上で見ると、能登半島を龍の頭に、三重県を龍の尾に見立てて龍の体が中部9県をくまなくカバーしながら天に昇っていく様子を思い起こさせることから名付けられたもの。



目的

中部圏11信用保証協会が連携し、中部圏の観光関連事業者に対して、訪日外国人観光客など域外客を呼び込み、地域資源を活用した商品・サービスをもって、新たな需要の創出と消費拡大を図るために必要な資金を円滑に供給することにより、地方創生に資すること

対象者	次のいずれかに該当する中小企業・小規模事業者 ① 昇龍道プロジェクト推進協議会の会員であること ② 一般社団法人中央日本総合観光機構の会員であること ③ 一般社団法人サービスデザイン推進協議会により認定された認証機関から「おもてなし規格」の認証等を受けていること ④ 公益社団法人びわこビジネスマスターの会員であること																																
保証限度額	5,000万円	保証期間	10年以内																														
貸付利率	金融機関所定金利	資金用途	上記の目的に資する事業資金																														
貸付形式	証書貸付または手形貸付	返済方法	一括返済または分割返済																														
保証料率	中小企業に関する日本最大のデータベースである「CRD」の評価結果に基づき、次のいずれかの保証料率となります。(単位:年率%) <table border="1"> <thead> <tr> <th>保証制度</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本制度</td> <td>1.80</td> <td>1.65</td> <td>1.45</td> <td>1.25</td> <td>1.05</td> <td>0.90</td> <td>0.70</td> <td>0.50</td> <td>0.35</td> </tr> <tr> <td>一般保証</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> </tbody> </table>			保証制度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	本制度	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	一般保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
保証制度	1	2	3	4	5	6	7	8	9																								
本制度	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35																								
一般保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																								
担保	必要に応じて徴求する	連帯保証人	原則として、法人代表者以外不要																														
取扱期間	2018年4月1日～2021年3月31日(同日までに、本協会に保証申込受付されていることが必要です。)																																
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 信用保証委託申込書 信用保証委託契約書 印鑑証明書 個人情報の取扱いに関する同意書 決算書(写し)2期分 資格要件申請書・同意書 対象者①②④の場合…会員であることを証する書類等 対象者③の場合…「おもてなし規格」の認証等を受けていることを証する書類 																																

(注) 保証申込みは金融機関からとなります。
なお、金融機関および本協会の審査によりご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

支える味方、保証の力
滋賀県信用保証協会
〒520-0806 大津市打出浜2-1「コラボしが21」7-8階



●お問い合わせ
保証部保証第1課・保証第2課
TEL (077) 511-1321/1322
FAX (077) 524-7030 http://www.cgc-shiga.or.jp



滋賀県信用保証協会は

中小企業の皆様の成長発展・経営改善をサポートします!

経営診断のご案内

滋賀県信用保証協会は、県内中小企業の皆さまに「平成30年度経営安定化支援事業」、
「平成30年度創業支援強化事業」による専門家派遣を行っています。

平成30年度
経営安定化
支援事業

■経営課題に応じた3コース

経営改善
コース

事業承継
コース

生産性向上
コース

平成30年度
創業支援強化
事業

対象となる方

当協会の利用があり、
成長発展や経営改善への
意欲がある方。
※派遣の可否は当協会が決定いたします。

派遣する専門家

中小企業診断士
滋賀県中小企業診断士協会に
所属する中小企業診断士

派遣回数

最大5回(最終報告会含む)

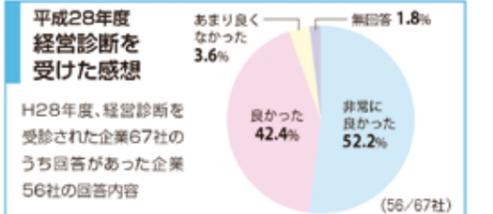
派遣費用

無料(当協会負担)



経営改善計画の策定

当協会では、経営診断をご利用いただいたお客様へ「経営改善計画」を策定するための支援として、引き続き中小企業診断士の派遣を実施しております。



支える味方、保証の力
滋賀県信用保証協会
〒520-0806 大津市打出浜2-1「コラボしが21」7-8階



お問い合わせ先
●経営支援部 ☎077-511-1323
●保証部保証第一課 ☎077-511-1321
●保証部保証第二課 ☎077-511-1322



三原総合経営グループ 社会保険労務士事務所ベスト・パートナーズ
社会保険労務士 田中 喬之

36協定の提出はお済みですか？

「知らなかった」では済まされない!36協定の基礎知識
～昨今、36協定違反の送検事案が多発しています!～

I. 36協定って何？

早速ですが、「36協定って何？」と聞かれたら、正しく答えられますか？「もちろん聞いたことはあるけど、正確には分からない。」という方も多いのではないのでしょうか？36協定とは、正式には「時間外・休日労働に関する協定届」といい、労働基準法第36条が根拠になっていることから、一般的に「36（サブ）協定」と呼ばれます。

労働基準法第32条で、「使用者は、労働者に休憩時間を除き1週間について40時間を超えて労働させてはならない。また、使用者は、1週間の各日については労働者に休憩時間を除き1日について8時間を超えて労働させてはならない。」と定められており、「1日8時間・1週40時間（法定労働時間）」を超えて労働させることを禁止しています。つまり、法律上の建前としては、時間外労働（残業）をさせてはならないのです。違反をすれば、「6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金」という罰則もあります。

「そんなこと言い出したら、仕事がこなせない。無理だ。」と困窮される方も多いかと存じます。

そこで、36協定の根拠となる労働基準法第36条では、「使用者は、労使の書面による協定をし、これを行政官庁に届けた場合においては、法定労働時間を超えて、または法定休日に労働させることができる。」と定めています。従業員に時間外労働（残業）または休日労働をさせる場合には、予め使用者と従業員代表者が36協定を締結し、これを管轄労働基準監督署へ届け出ることが必要であり、届出を行わない限り、協定の効力は生じません。36協定は、いわば免罪符なのです。

平成30年4月より、厚生労働省は労働基準監督署組織を再編し、中小企業の労働時間に対する監督・指導を強化しているところですが、また、36協定違反による送検事案が多発しています。監督官による定期監督の際には、まず間違いなく36協定が締結・届出がされているか否かの確認を行います。まだ36協定の届出がお済みでない企業様は、「知らなかった。届けていなかった。」では済まされないケースに発展する前に、早急な対応を取るべきです。

II. 届出をしたら、いくらでも残業させて大丈夫？

答えは「NO」です。

36協定においては、「1日」、「1日を超えて3ヵ月以内の期間」、「1年」のそれぞれについて、延長できる時間（残業させることができる時間）を定めます。そして、協定の期間（一般的には1年間）により、延長可能な時間には次のとおり上限が定められています。

期間	通常	1年単位の 変形労働時間制
1週間	15時間	14時間
2週間	27時間	25時間
4週間	43時間	40時間
1ヶ月	45時間	42時間
2ヶ月	81時間	75時間
3ヶ月	120時間	110時間
1年間	360時間	320時間

※ 上限時間の適用除外業種等あり（建設業、自動車運転業務等）

しかし、この上限設定には例外措置があります。それが、「特別条項付きの36協定届」というものです。臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わせなければならない『特別の事情』が予想される場合に、特別条項付き36協定を結べば、限度時間を超える時間を延長時間とすることができるのです。例えば、納期のひっ迫・大規模なクレームへの対応・決算業務等の場合に、どうしても限度時間を超える残業や休日出勤が生じてしまうことがあるかと思えます。そのような場合は、これを届け出ること、限度時間を超えた延長時間（現状、法律上は無制限）を設定することができます。

ただし、『特別の事情』とは、「臨時的なもの（一時的・突発的な事情）」に限られ、これが認められるのは年間で6ヵ月以内（1年の半分を超えない範囲）であり、限度時間内の時間外労働をさせる必要のある具体的事由よりも限定的である必要がある点、ご留意ください。

現政府が重要政策のひとつに掲げる「働き方改革」の中で“年720時間・月100時間未満”というキーワードを見聞された方も多いと存じます。これは、まさにこれまで青天井だった特別条項の延長時間の上限規制に関するものであり、大きな改革のひとつと言えます。

待ったなし！ 事業承継



滋賀県事業引継ぎ支援センター
統括責任者（公認会計士）

梅原 克彦

大手監査法人を経て、「公認会計士 梅原会計事務所」開業。株式上場支援、中小企業再生支援、ベンチャー支援、後継者育成支援等大企業からベンチャー企業まで企業のニーズに対応した支援を行う。

経営者の引退ではない事業承継～経営から育成へ～

当センターは「事業引継ぎ」支援センターという名前で、「事業承継」とは名乗っていません。この違い、ご存じでしょうか。「事業承継」は親族や従業員等に後継者候補がいる場合の事業の引継ぎを言います。「事業引継ぎ」は後継者がいない場合の事業の引継ぎ、つまり、第三者が事業を買い取る場合を意味します。「事業承継」と「事業引継ぎ」は事業を継続させることでは同じですが、引継ぎ方は全く異なります。「事業承継」は事業承継計画の策定からその準備が始まります。「事業引継ぎ」はマッチング、買取先を見つけ、買い取ってもらうということから、双方の進める方針が全く異なることがわかります。つまり、最初に誰に引き継ぐかという方針を決めないと、その準備は先に進まないのです。

誰に引き継ぐ。当センターの相談でも、後継者候補ときっちり話し合われていないケースがしばしばあります。「もう（引き継ぐものだ）わかっていると思っているし」「雑談程度では話しているんだけど」「言わなあかんと思ってるけど、言うタイミングがない」いろいろなケースがあります。経営者としては無責任な言動であるといわざるを得ません。経営者にとっても交代は自身の人生に影響することではありますが、後継者にとっても大きな人生の岐路に立つことになるのです。それだけではありません。その家族も同じです。さらに、従業員や従業員の家族の人生にも影響するのです。そこまで意識すれば、いかに無責任であるかはわかるはずではないでしょうか。後継者候補がいるのであれば、まずは候補者やその家族としっかりと話し合っ、意思の確認を行ってほしいものです。

その話し合いができたことで「事業承継」の準備が始まるのです。「事業承継」では引継ぎ対象を明らかにしたうえで、引継ぎのための課題を抽出し、その課題解決に向けて何をするかを決定し、その実施時期、解決時期を明らかにすることが事業承継計画策定の基本となります。課題解決時期の問題は事業と密接にかかわってきますので、単に事業承継課題だけで考えるのではなく、経営課題解決のための事業計画を考慮しておかないと、そのタイミングや優先順位を誤ってしまうことになりかねません。

次に、引継ぎ対象についてですが、大きく3つの対象があります。「人の承継」「資産の承継」「知的資産の承継」、いわゆる経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報）の承継が事業承継の



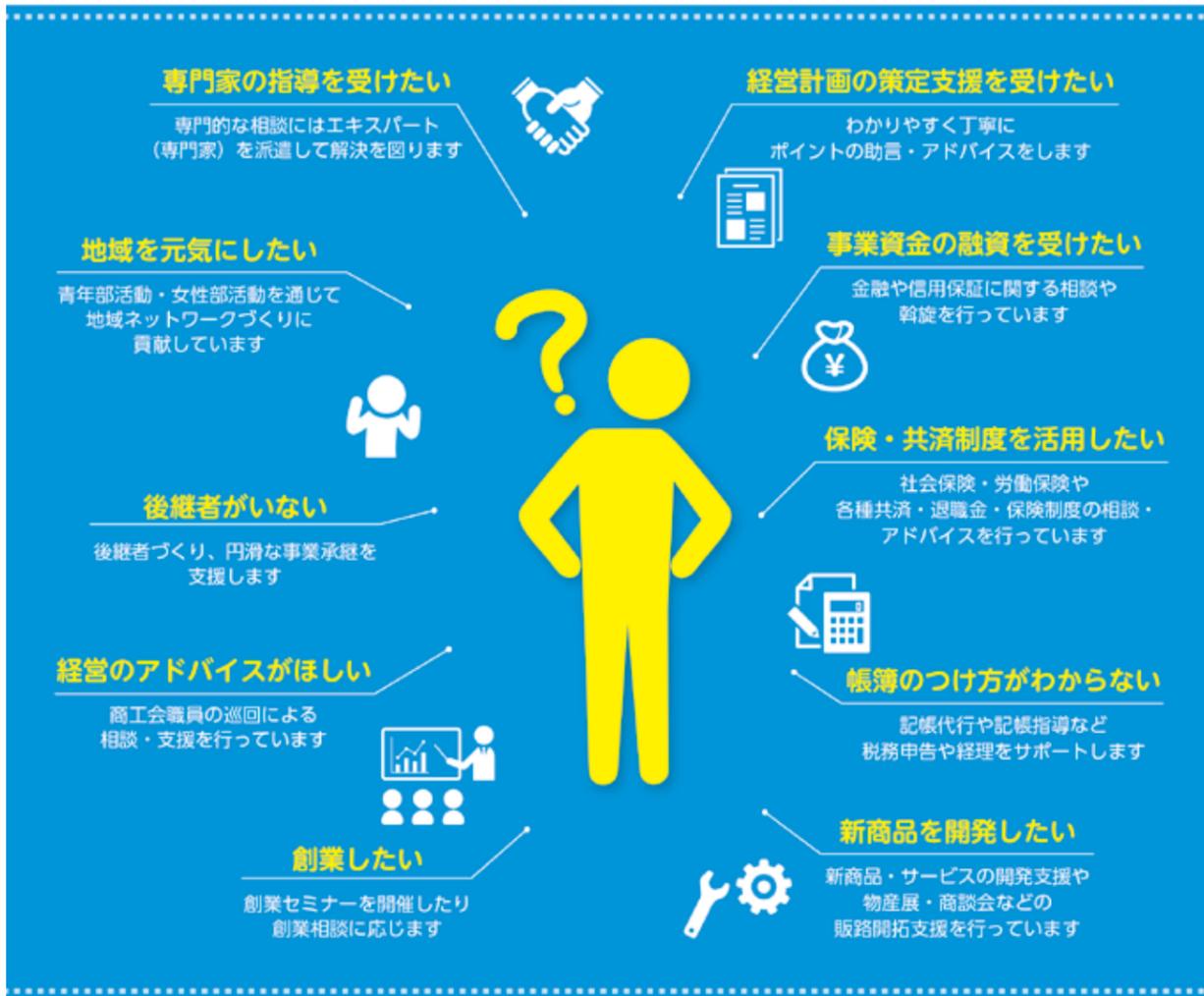
構成要素となっています。相続税と贈与税対策といわれるものは「資産の承継」の一部なのです。

「人の承継」は経営者の交代です。交代の手続きだけでなく、後継者の意欲や資質、能力について、交代までにどんな準備をしておくか、また、どのようなポストを経て、どのタイミングで交代するのか。さらに交代後の後継者が経営者として1人前になるまでの現経営者の立場、役割を明確にしておく必要があります。交代後の経営者の役割は経営のサポートではなく、後継者の育成、サポートであることに留意する必要があります。つまり、経営者は経営から育成にその役割が変わることです。後継者の育成、サポートとは経営に口出しをするのではなく、特に経営が厳しい状況に陥ったときに、後継者の見えないところで、状況を打開できるような経験、成功体験を与える役割を担うことです。とかく、経営能力に不安を覚えるから、あるいは、自分で進めた方が早いからといって、ことあるごとに経営の意思決定に影響を及ぼすような口出しや、日常の細かいところの揚げ足を取るような束縛といった言動しがちですが、それは経営も育成もサポートになっていないことに気づかなければなりません。経営者も交代後の後継者の育成を行うために、どのような育成サポートをするのかを交代前の準備期間で勉強する必要があります。その覚悟や心構えをしておくことが求められるのです。金融機関や支援機関から事業承継の話題に触れられても、それは決して引退や仕事を取り上げることの意味するのではなく、次代へつなぐための経営から育成という役割の転換であると受け止め、事業承継の準備が必要であると「気づき」を得ていただかなければならないのです。

商工会は **行きます!** **聞きます!** **提案します!**

事業者のみなさまに寄り添って 「どうすればいいの?」にお答えします!

平成29年度経営指導実績7万3千件! 商工会では、金融・税務・労働・取引・経理・情報化・その他経営上のあらゆる悩みについて、きめ細かく相談に応じています。



商工会は、地域事業者が会員となって、ビジネスやまちづくりのために活動を行う総合経済団体です。「商工会法」に基づいて設立され、全国の市町村で約81万人の事業者(事業所の約60%)が加入しています。滋賀県には下記の20商工会があり、約1万4千人の会員事業所で組織されています。現在、地域の事業者が売上や利益を増やせるよう、経営発達支援事業に取り組んでいます。

ご相談はお近くの商工会まで

瀬田商工会 077-545-2137	甲賀市商工会 0748-62-1676	愛荘町商工会 0749-42-2719	米原市商工会 0749-52-0632
大津北商工会 077-572-0425	安土町商工会 0748-46-2389	稲枝商工会 0749-43-2201	東浅井商工会 0749-74-0194
栗東市商工会 077-552-0661	日野町商工会 0748-52-0515	豊郷町商工会 0749-35-2022	びわ商工会 0749-72-4349
野洲市商工会 077-589-4880	亀王町商工会 0748-58-1081	甲良町商工会 0749-38-3530	長浜北商工会 0749-82-5051
湖南市商工会 0748-72-0038	東近江市商工会 0749-45-5077	多賀町商工会 0749-48-1811	高島市商工会 0740-32-1580

滋賀県商工会連合会 077-511-1470

LOCATION SHIGA

琵琶湖を抱くように広がる鈴鹿連峰、比叡の山々、母の懐を思わせる豊かで温かな近江の地では、これまで数多くの映画やドラマの撮影が行われてきました。今年度も、滋賀で撮影された話題の作品とロケ地をご紹介します。



©2018「菊とギロチン」合同製作

瀬々敬久 監督作品

映画「菊とギロチン」

2018年7月7日(土)テアトル新宿他にて全国順次公開

- 監督:瀬々敬久
- 脚本:相澤虎之助・瀬々敬久
- 出演:木竜麻生、東出昌大、寛一郎、韓英恵、波川清彦、山中崇、井浦新、大西信満、嘉門洋子、大西礼芳、山田真歩、嶋田久作、菅田俊、宇野祥平、嶺豪一、篠原篤、川瀧陽太
- ナレーション:永瀬正敏
- 配給:トランスフォーマー

〈作品紹介〉

「64-ロクヨン-前編/後編」の鬼才・瀬々敬久監督が、傑作「ヘヴンズストーリー」に続き、8年ぶりに放つ自身の企画によるオリジナル映画「菊とギロチン」がついに公開される。

物語の舞台は、大正末期、関東大震災直後の日本。混沌とした社会情勢の中、急速に不寛容な社会へとむかう時代。

登場するのは、かつて実際に日本全国で興行されていた「女相撲」の一座と、実在したアナキスト・グループ「ギロチン社」の青年たち。女だという理由だけで困難な人生を生きざるを得なかった当時の女たちにとって、「強くなりたい」という願いを叶えられる唯一の場所だった女相撲の一座。様々な過去を背負った彼女たちが、少し頼りないが社会を変えたい、弱い者も生きられる世の中になりたいという大きな夢だけは持っている若者たちと運命的に出会う。

立場は違えど、彼らの願いは「自由な世界に生きること」。次第に心を通わせていく彼らは、同じ夢を見て、それぞれの闘いに挑む。



- 県内のロケ地
- 〈近江八幡市〉八幡堀、西の湖
- 〈甲賀市〉油日神社、田んぼ(甲南町野川)
- 〈東近江市〉金堂、愛知川(米原市)万松院
- 〈日野町〉旧録掛小学校
- 〈愛荘町〉軽野神社、田んぼ(蚊野外)
- 〈豊郷町〉豊郷小学校旧校舎群(甲良町)池寺

軽野神社



©2018「散り椿」製作委員会

木村大作 監督・撮影作品
映画「散り椿」

2018年9月28日(金)全国公開

- 監督・撮影:木村大作
- 脚本:小泉堯史、木村大作
- 出演:岡田准一、西島秀俊、黒木華、池松壮亮、麻生久美子、緒形直人、新井浩文、柳楽優弥、芳根京子、駿河太郎、渡辺大、石橋蓮司、富司純子、奥田瑛二
- 原作:葉室麟「散り椿」(角川文庫刊)
- 音楽:加古 隆
- 配給:東宝

〈作品紹介〉

享保15年。

藩の不正を訴え出たために、時の権力に負け藩を追放された男、瓜生新兵衛(岡田准一)。追放後、連れ添った妻の篠(麻生久美子)が病に倒れ、死を迎えようとした折、最期の願いを新兵衛に託す。「藩に戻りて、榊原采女様(西島秀俊)を助けてほしい」というものだった。新兵衛にとって采女は、かつては良き友であり良きライバルであり、また篠を巡る恋敵でもあった。そして新兵衛の藩追放に関わる、大きな因縁を持つ二人であった。

妻の最期の願いを叶えるため、新兵衛は過去の藩の不正事件の真相と、その裏に隠された妻・篠の本当の気持ちを探しめようとする。篠の妹、坂下里美(黒木華)とその弟・坂下藤吾(池松壮亮)は、戻ってきた新兵衛に戸惑いながらも、亡くなった篠を一筋に想いや、待としての不正を正そうとする意と生きた生かす方についてかき回されていく。そして、ある確証を得た新兵衛は、かつての親友の采女と対峙する。そこで過去の事件の真相や妻が遺した願いの苦しく切なくも愛に溢れた本当の想いを知ることになっていく。

しかし、その裏では大きな力を持ったものが新兵衛を襲おうとしていた…。



- 県内のロケ地
- 〈彦根市〉
- 彦根城前、埋木舎前



彦根城前



公式HP <http://kiku-guillo.com/>



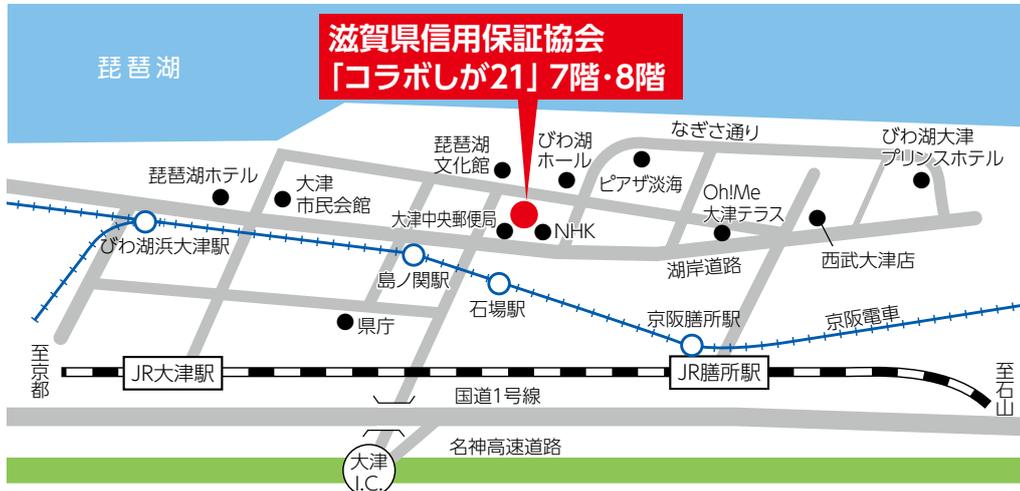
公式HP <http://chiritsubaki.jp/>

寄稿・写真提供:滋賀ロケーションオフィス



支える味方、保証の力

滋賀県信用保証協会



アクセスのご案内

- JR琵琶湖線 大津駅より徒歩 約20分
- 大津駅よりバス「びわ湖ホール」下車 約2分
- 膳所駅より徒歩 約15分
- 膳所駅より京阪電車のりかえ石場駅より徒歩 約4分

〒520-0806 大津市打出浜2-1 「コラボしが21」 7階・8階

TEL 077-511-1300 (代表)

<http://www.cg-shiga.or.jp>

滋賀県信用保証協会

検索



	部署名	直通電話番号	FAX	業務担当区分	
7階	保証部	保証第1課	077-511-1321	077-524-7030	保証申込受付・保証審査調査・金融相談・創業支援
		保証第2課	077-511-1322		
		事務統括課	077-511-1325		
	経営支援部	077-511-1323	保証・契約・担保等事務管理		
管理部	管理課	077-511-1330	経営改善支援・再生支援・事業承継支援		
	調整課	077-511-1340	求償債権管理・回収		
8階	総務企画部	総務課	077-511-1300	077-521-2189	延滞債務管理・代位弁済
		企画課	077-511-1310		人事・庶務・経理
		電算課	077-511-1315		保証業務企画・推進・広報
					電算システム企画・運用・管理

信用保証レポート 2018年 夏号 (平成30年7月発行)

表紙Photo提供：滋賀ロケーションオフィス

●発行／滋賀県信用保証協会 ●企画・編集／滋賀県信用保証協会総務企画部企画課
当協会では広報の充実を図るために皆様のご意見、ご感想をお待ちしております。